2.事業計画の概要

【事業の全体計画】

・処置及び環境保全措置

〇破砕(移動式を含む)

主にガレキ類の破砕を行う。コンクリートは破砕後、RC－40として再利用(リサイクル)

環境保全措置として、雨水等による砂状及び土等の流出防止対策をする。

〇破砕

廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（ガレキ類を除く）・陶磁器くず、紙くず、繊維くず、ゴムくずの破砕を行う。

環境保全措置として飛散しないように散水を充分行い、悪臭の原因になるような物質は持ち込まない。

〇薬剤処理（固型化含む）

汚泥の薬剤処理を行う。土壌改良土に再利用(リサイクル)

環境保全措置として、薬剤処理作業中、汚泥の飛散・流出並びに悪臭の発散防止に努める。

〇安定型最終処分場

主に金属くず、廃プラスチック類（計5種類)の安定型埋立を行う。

環境保全措置として、自重、土圧、地震力等に対して構造耐力上安全施工する。

【処理計画量】

産業廃棄物収集運搬業

・ｺﾝｸﾘｰﾄ・ｱｽﾌｧﾙﾄ(積替保管なし）：300t/年

・がれき類(積替保管なし）：40t/年

・ｶﾞﾗｽ陶磁器くず(積替保管なし）：20t/年

・石膏ﾎﾞｰﾄﾞ（積替保管なし）：15t/年

・汚泥(積替保管なし）：350t/年

・木くず(積替保管なし）：250t/年

・廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ(積替保管なし）：100t/年

・紙くず(積替保管なし）：5t/年

・繊維くず(積替保管なし）：1t/年

産業廃棄物処分業

・がれき類（ｺﾝｸﾘｰﾄ・ｱｽﾌｧﾙﾄ含む）:3000t/年

・ｶﾞﾗｽ陶磁器くず：40t/年

・石膏ﾎﾞｰﾄﾞ：45t/年

・汚泥：5000t/年

・木くず：550t/年

・紙くず：5t/年

・廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ：200t/年

・繊維くず：15t/年

・金属くず：30t/年

・石綿含有産業廃棄物：1t/年

・非飛散性成形板：2t/年

【具体的な計画】

産業廃棄物収集運搬業

・ｺﾝｸﾘｰﾄ・ｱｽﾌｧﾙﾄ・がれき類・ｶﾞﾗｽ陶磁器くず・石膏ﾎﾞｰﾄﾞ・汚泥・木くず・廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ

主に山口県宇部市に事業所をもつ各排出事業者から受入、自社の

処分施設（宇部市大字西岐波字木床20510番地１/宇部市大字西岐波

宇吉澤576番地/宇部市大字西岐波字辻村253番1)に運搬する。

産業廃棄物処分業

・ガレキ類:破砕を行う。コンクリートは破砕後、RC－40として再利用(リサイクル)

・廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（ガレキ類を除く）

・陶磁器くず、紙くず、繊維くず、ゴムくずの破砕を行う。

また、廃プラスチック類、木くず、金属くず、紙くず、繊維くず、ｺﾞﾑくずは

　処理後、燃料、ウッドチップ等の原料として再資源化業者に搬入、

売却、または最終処分施設(山口県）に搬入する。

・汚泥：薬剤処理を行う。土壌改良土に再利用(リサイクル)

・非飛散性成形板、金属くず、廃プラスチック類（計5種類）：安定型埋立を行う。

【環境保全措置の概要】

産業廃棄物収集運搬業

・車両使用時には事前点検を毎時実施している。

・過積載防止策として、積み荷ここまでの線をひいている。

・積載物飛散防止策としてｼｰﾄ使用を徹底している。

産業廃棄物処分業

・破砕(移動式を含む）：雨水等による砂状及び土等の流出防止対策をする。

　騒音・振動の規制基準値を厳守し、周辺の生活環境に影響を与えないよう、機械の配置及び操業時間を調整する。

・破砕：飛散防止しないように散水を充分行い、悪臭の原因になるような物質は持ち込まない。

・薬剤処理（固型化含む）：薬剤処理作業中、汚泥の飛散・流出並びに　悪臭の発散防止に努める。

・安定型最終処分場：自重、土圧、地震力等に対して構造耐力上安全施工する。　　R7.2.3現在